

特別区民税・都民税申告書 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書について

この申告書は、住民税が既に源泉徴収されている上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得※について、所得税（確定申告）と異なる課税方式（申告不要・総合課税・申告分離課税）を住民税で選択する場合に使用するものです。提出対象者の条件等についての詳細は下記をご確認ください。

※ 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得は、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものです。

※ 住民税が源泉徴収されていない所得については申告不要とすることはできませんのでご了承ください。

※（用語解説）「申告不要」・・・住民税では申告しない（源泉徴収で済ませる）こと

1 申告対象となる方

裏面フローチャートをご確認ください。

2 申告に必要な書類

- ・特別区民税・都民税申告書 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書
- ・確定申告書、付表の控（写）
- ・年間取引報告書・支払通知書等所得の内容がわかる書類（写）

お忘れないようにご提出ください。

（注）本申告書の記載誤りや添付書類の不備などにより、内容の判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

3 申告期限

その年度の納税通知書・税額通知書が送達される日まで。

期限までに申告書の提出がない場合は、所得税と異なる課税方式を選択することができませんのでご注意ください。

4 その他、注意事項

- ・配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その「全て」を申告不要とする場合、**確定申告書第2表「申告不要」欄に○の記入があれば、原則として「特別区民税・都民税申告書 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」の区への提出は不要です。**
- ・**配当所得等及び株式等に係る譲渡所得のうち「一部」を申告不要としたい場合には、「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」の区への提出が必要です。**
- ・所得税と住民税で上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の残高が異なる場合等、本申告書とは別に、この申告書とは別に「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要なケースがあります。
別紙・「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書について」を参照しながらご記入ください。

《申告対象となる方フローチャート》

